

運行管理業務の一元化の 運行管理者選任数に係る実証実験について

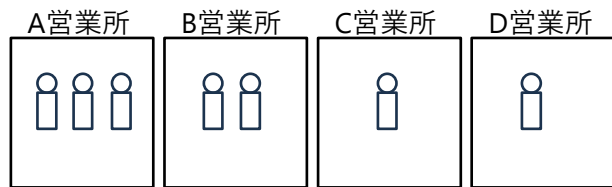
令和6年度 第2回「運行管理高度化ワーキンググループ」

【運行管理業務の一元化の概要】

- 届出を行うことにより事業者は、複数の営業所の運行管理業務を、集約営業所で一元管理することを可能とする。
- 運行管理業務の一元化は、事業の種別ごとに実施すること。
- 集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、集約営業者が管理する事業用自動車の総数に加え、対象となる被集約営業所が管理する事業用自動車の総数を足し合わせた数に必要な人数とする。
- 被集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、被集約営業所が管理する事業用自動車の台数に応じた人数とする。

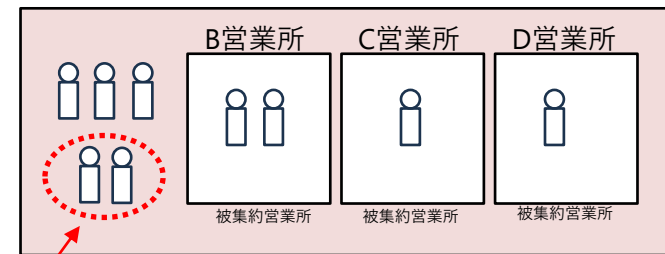
(例) A営業所(車両数100台),B営業所(車両数50台),C営業所(車両数20台),D営業所(車両数20台)の乗合事業者がA,B,C,Dの営業所の運行管理業務をA営業所に集約した場合

	A営業所	B営業所	C営業所	D営業所	
車両数	100台	50台	20台	20台	
運行管理者数必要選任数	3名	2名	1名	1名	→合計 7名
A営業所に運行管理業務を集約した場合の運行管理者の必要選任数	5名 (合計190台)	2名	1名	1名	→合計 9名



: 運行管理者

→
運行管理業務の一元化



2名追加で選任必要

集約営業所(A営業所)

【選任数の現状】

運行管理業務を一元化し、効率化することで、運行管理者の業務負荷低減を狙っているが、本制度の活用で全体の運行管理者の選任数が増える

令和6年第1回運行管理高度化WGより

- 運行管理業務を一元化し、効率化することで、運行管理者の業務負荷低減を狙っているが、本制度の活用で全体の運行管理者の選任数が増えることが課題となっている。
- 運行管理をDXの活用により1の営業所において集約（一元化）する場合について、被集約営業所に残る運行管理業務を整理。その上で、被集約営業所の運行管理者の選任数についての考え方を改めて検討し、運送業界の人手不足に寄与する制度としていく必要がある。
- 従前と同等の安全性を確保することを前提に、運行管理業務の一元化を実施している事業者、またはこれから実施しようとする事業者を対象に、必要となる運行管理者の選任数について実証実験等により検討を進めることとする。

運行管理業務の一元化に係る事業者の声

- **運行管理業務の一元化を実施している事業者にヒアリングを実施し、運行管理業務を一元化している場合、被集約営業所の運行管理者に定常的な業務が十分に与えられないとの意見があった。**
- 遠隔点呼などデジタル技術の導入して運行管理業務を一元化は事業の効率化に役立っている一方、被集約営業所においては、管理業務や営業業務（回数券販売など）は残るが、運行管理業務自体はなくなるため、運行管理者を選任しなくても問題ないと考えている。(令和6年 第1回運行管理高度化WG 再掲)
- 集約営業所に運行管理業務を一元化した場合、被集約営業所における運行管理業務の負担は減り、被集約営業所において運行管理者でなければならない業務量を十分に与えられない。
- 運行管理業務を集約することで夜間や土日は被集約営業所に運行管理者が不在の状況で運用できている。集約営業所と被集約営業所の運行管理者で業務量の差が出て不平不満に繋がっている。
(当該事業者は約20km離れた営業所間ですべての運行管理業務を一元化)
- 運行管理業務を集約営業所において一元管理する場合においても、被集約営業所における業務について知見がある運行管理者が集約営業所にいる方が安全性の向上と効率化に繋がる。

運行管理業務を一元化した場合においても運行管理業務の責任は被集約営業所の運行管理者に帰属すること、また、非常時には被集約側で運行管理業務を行うことを求めることから被集約営業所においても運行管理者の選任は必要。一方、通常時においては人が余ることになり、非常時の体制を確保したうえで、被集約営業所の運行管理者を柔軟に配置ができるよう要望あり。

- 運行管理業務一元化における運行管理者選任数緩和に係る以下の実証実験を実施し、検討をすすめていくこととする

【実証実験案概要】

運行管理業務を一元化している場合において、被集約営業所に選任されている運行管理者を集約営業所でも運行管理できることを可能とする

検証するにあたり、従前と同等の安全性を確保しながら進める必要があることから以下のStepで進める

(実証Step1)

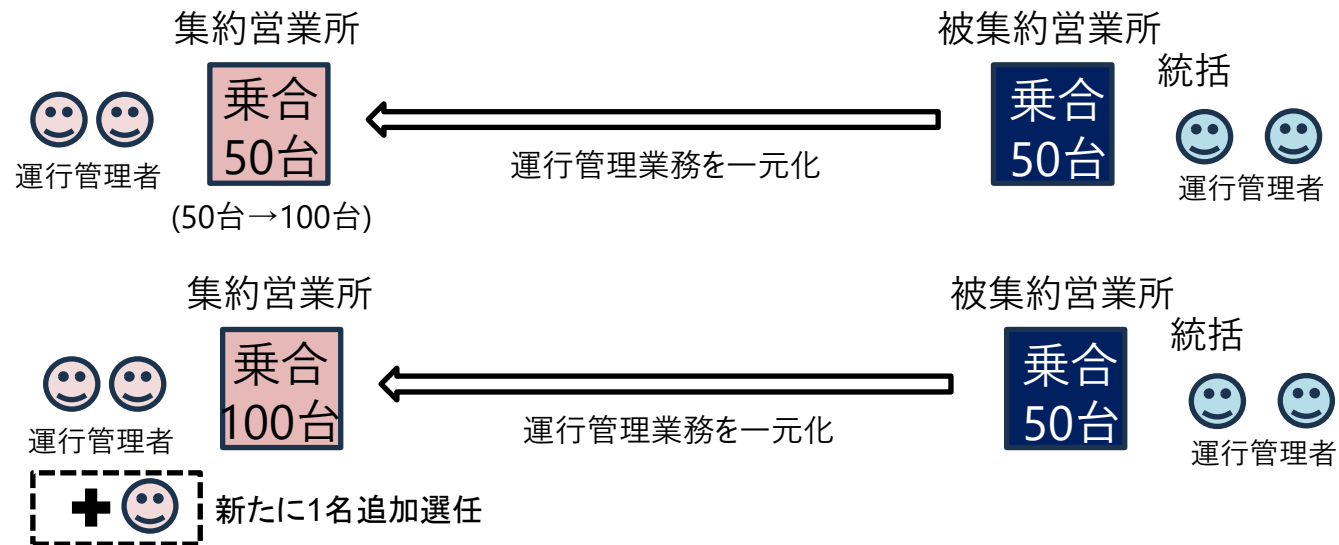
被集約営業所において選任された運行管理者のうち、**統括運行管理者以外の運行管理者を集約営業所でも運行管理者として選任することを認める**

(実証Step2)

被集約営業所において選任された**全ての運行管理者を集約営業所においても運行管理者として選任することを認める**

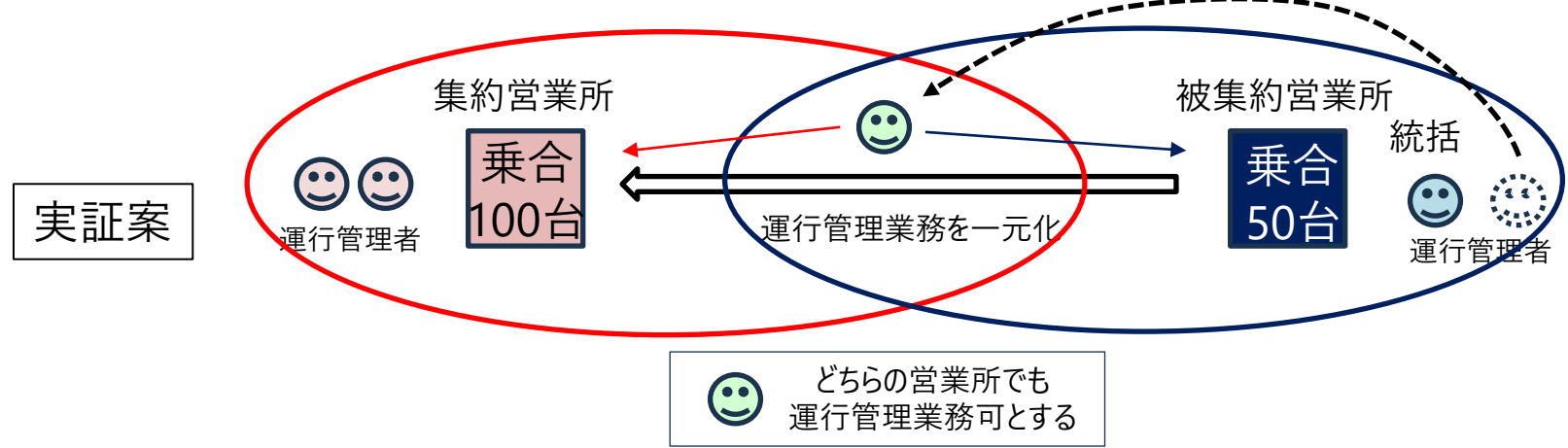
Step1において課題と対策を明確化したのち、Step2に進むこととする

【実証実験案概要イメージ】



(実証Step1)

被集約営業所において選任された運行管理者のうち、**統括運行管理者以外の運行管理者を**集約営業所でも運行管理者として選任することを認める



- 実証実験Step1で想定される課題に対する対応方針を明確化しながら、新たに出た課題についても随時対応しながら実証を進めていく

想定される検討項目 * 事業の種別や規模によっても異なることが考えられる

【全般】

①	どの運行管理業務を一元化する場合に兼任可能とするか
②	運行管理業務を一元化する営業所間の距離の制約
③	兼任した運行管理者の管理主体はどの営業所となるのか。労務管理が適切に行われるか

【兼任する運行管理者について】

④	集約営業所にて他営業所の運転者に適切に指示できるか
⑤	集約営業所の運行管理者と連携して適切な集約営業所の運行管理ができるか
⑥	集約営業所の運転者・運行管理補助者に適切な指導監督ができるか

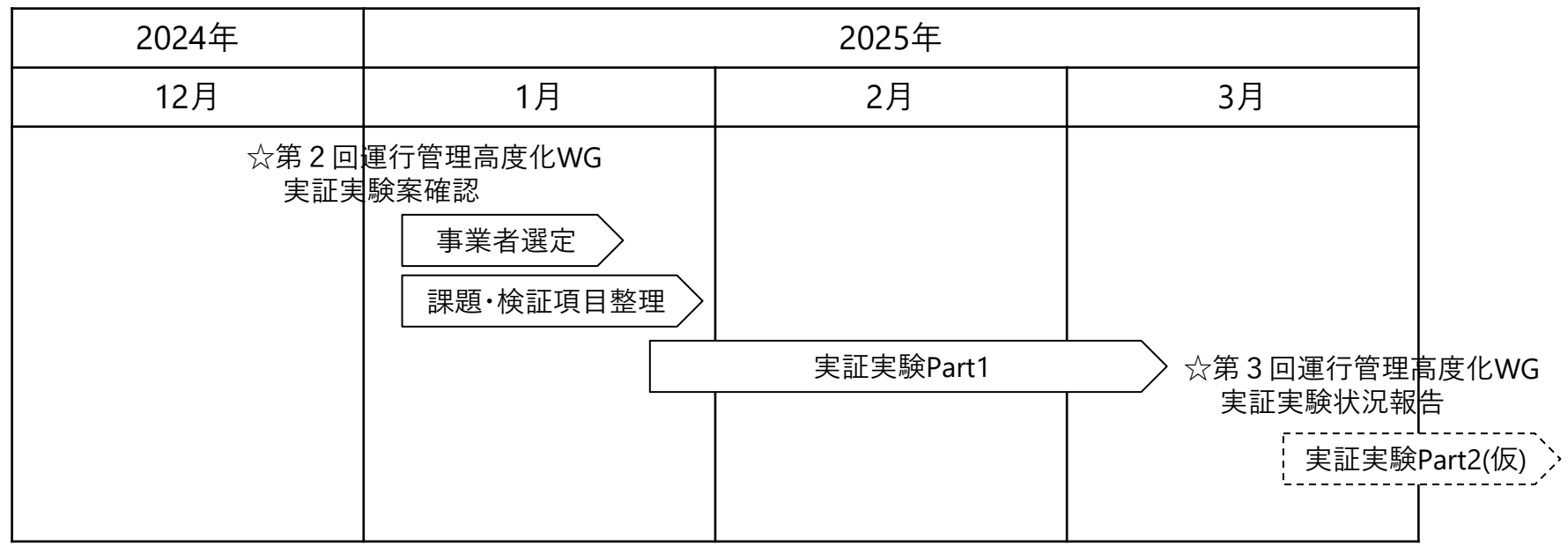
【被集約営業所について】

⑦	現地対応が必要な事案が発生した際に、従前と同等の安全性を確保した対応がとれるか
⑧	被集約営業所の運行管理者に残される業務、被集約営業所の運行管理者でないとできない業務はあるか

● 年初より参画事業者の選定し、当該事業者での課題点を整理し、実証を進める

- 現在運行管理業務の一元化を実施している事業者を中心に、実証実験に参加する事業を募り、輸送の安全性が確保されるかの確認をし、実証実験を行う
- 同一事業者内での実施とする
- 実証実験にて兼任する運行管理者が実施する運行管理業務については、旅客自動車運送事業運輸規則、貨物自動車運送事業輸送安全規則に適合するものとする

スケジュール案



論点 運行管理業務の一元化における運行管理者の選任数に係る実証実験について

- 運行管理業務の一元化における運行管理者選任数の緩和の考え方は適切か。
- 実証実験の進め方は適切か。追加で検証すべき観点はあるか。